

## IC キャッシュカード特約

### 1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行するキャッシュカードのうち、ICチップが付加されたカード（以下「ICカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は当金庫キャッシュカード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫キャッシュカード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫キャッシュカード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫キャッシュカード規定の定義によるものとします。

### 2. (ICカードの利用)

- (1) ICカードは、次の場合に利用することができます。
  - ①当金庫所定のICカードが利用できる預金機（以下「ICカード対応預金機」といいます。）を使用して預金に預入れをする場合
  - ②当金庫所定のICカードが利用できる支払機（以下「ICカード対応支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
  - ③当金庫所定のICカードが利用できる振込機（以下「ICカード対応振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
  - ④当金庫所定のICカード対応預金機、ICカード対応支払機またはICカード対応振込機を使用して預金口座の残高照会をする場合
  - ⑤当金庫本支店の店頭においてICカードを使用して預金に預入れをする場合
  - ⑥当金庫本支店の店頭においてICカードを使用して預金の払戻しをする場合
- (2) 当金庫カード規定の定めにかかわらず、ICカードは、ICカード対応預金機、ICカード対応支払機およびICカード対応振込機以外の預金機、支払機および振込機では利用できません。なお、磁気ストライプによるご利用は可能です。

### 3. (1日あたりの払戻し金額)

当金庫の発行するICカードについては、ICカード対応支払機によるICチップを利用した払戻しである場合と、ICカード対応支払機以外の支払機によるICチップを利用しない払出しである場合に分けて、当金庫が定めに従って、1日あたりの払戻し金額をそれぞれ定めて利用するものとします。

### 4. (ICカードの有効期限)

- (1) ICカードの有効期限は、ICカード上に表示された年月の末日までとします。
- (2) ICカードの有効期限経過後は、ICカードの利用はできません。
- (3) ICカードの有効期限が到来する場合には、有効期限を更新した新しいICカードを事前に送付します。有効期限が到来したICカードは当店に返却していただくか、本人の責任においてICチップ部分と磁気ストライプ部分を切断のうえ破棄してください。

### 5. (ICカードの発行時における手数料の取扱い)

新規発行、更新、再発行で、ICカードを発行する際には、別にお知らせした当金庫の定める手数料をいただきます。

### 6. (ICカード以外のカードへの変更)

ICカードの利用をやめ、ICカード以外のカードに変更する場合には、当金庫所定の窓口申し出てください。この変更は当金庫所定の手続をした後に行います。

### 7. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又はその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以上  
(2025年3月17日現在)